

●香川県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月17日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年10月17日	平井クリニック	小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番地1
令和5年3月1日	医療法人社団雄貴会 五条眼科医院	仲多度郡琴平町五条川向210番地
令和5年3月1日	わかば調剤薬局 仲南店	仲多度郡まんのう町買田233番地11
令和5年3月1日	にこにこ薬局 土器西店	丸亀市土器町西一丁目1439番地1
令和5年3月1日	日本調剤 香大病院前薬局	木田郡三木町池戸1750番地1